

【議事】

司 会

これより議事に入らせていただきます。

議事の進行は、審議会条例第7条の規定によりまして、会長にお願いいたします。

会 長

(1) 常務委員の指名

それでは、議事の1番目、「常務委員の指名」についてでございます。常務委員会は、審議会条例第8条に「審議会の権限に属する事項で軽易なものを処理する」ことを目的といたしまして、「会長の指名した委員8人以内で組織する」と規定されております。私の案としましては、多田委員、橋本委員、山下委員、二宮委員、丸山委員、高橋委員に私を含めた7名で組織したいと考えております。ただいまご指名させていただきました委員の皆様、お引き受けいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

会 長

(2) 署名委員の指名

続きまして、議事の2番目、「署名委員の指名」をさせていただきます。

署名委員は今回の審議会の議事録を、委員を代表して確認と署名をいただくものでありますが、今回は橋本委員と、山下委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

会 長

(3) 公開・非公開の採決

次に、議事の3番目、「公開・非公開の採決」についてでございますが、今回の審議会を公開で進めるか、非公開で進めるかにつきましてお諮りしたいと思います。今回の審議案件は、先ほど課長からご紹介がありましたとおり、第1号議案から第14号議案が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、第15号議案が「岡山県南広域都市計画流通業務地区の変更について」、第16号議案が「鴨方都市計画道路の変更について」、第17号議案から第20号議案が、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。今回の議案に関しましては、非公開とすべき特段の理由はないと考えます。従いまして、本審議会は公開することとし、希望者の傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会 長

ありがとうございました。

本日の審議会は公開とし、傍聴者の会場への入室を許可します。

(一般傍聴者1名入室)

会 長

(4) 第1号議案の審議

それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案から第14号議案については、全て「都市計画区域の整備、開発及

び保全の方針の変更について」ということでございますので、一括審議としたいと思っております。それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、第1号議案から第14号議案、各都市計画区域における「都市計画整備、開発及び保全の方針の変更」について、ご説明いたします。

お手元の資料1ページをご覧ください。まず、はじめに、「都市計画整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランとは」について、ご説明いたします。都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が各都市計画区域を対象に、長期的な視点から都市の将来像を明確にするとともに、都市計画の基本的な方向性を示すものとして、整備、開発及び保全の方針を定めるものであり、策定からおおむね20年後の都市の姿を展望したうえで「都市計画の目標」、「主要な都市計画の決定の方針」を定めるとともに、おおむね10年以内に優先的に整備する都市施設、市街地開発事業等の都市計画の基本的な方針を定めるとされております。その下に都市計画法第6条の2を抜粋しております。第1項の策定義務に加え、第2項に「都市計画区域マスタープランに定める内容」、第3項には「都市計画区域について定められる都市計画は、この都市計画区域マスタープランに即したものでなければならない」と規定されております。

次に「都市計画区域マスタープラン策定の経緯」でございますが、平成12年に都市計画法が改正され、策定が義務化されております。本県では、平成16年5月に当時の全18都市計画区域において、都市計画区域マスタープランを策定し、当初決定しております。その後、市町村合併や笠岡の線引き廃止等に併せて、随時変更を行っておりますが、平成24年に人口減少や少子高齢社会に対応するため、全14区域において、全面改定を行っております。今回の改定は、その後の社会情勢等の変化にあわせて、約5年ぶりにその内容を見直すものでございます。

下に岡山県の都市計画区域を図示しております。県内の都市計画区域は全14区域で、その内、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける区域区分、いわゆる線引きがあるのは、岡山県南広域都市計画区域のみであり、それ以外の13区域は線引きがない「非線引き都市計画区域」でございます。

資料右側をご覧ください。「都市計画区域マスタープランの構成」を示しております。全体は2部構成で、前段部分、ローマ数字「Ⅰ」「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しにあたって」では、都市計画区域マスタープランの位置付けや役割、見直しの背景などの「基本的な考え方」や、「岡山県の都市づくりの方針と各都市計画区域の位置付け」を記載しており、全区域共通の内容でございます。また、後段部分、ローマ数字の「Ⅱ」「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、都市計画法第6条の2に規定された「都市計画の目標」や「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「土地利用、都市施設の整備、及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」などを、各都市計画区域の実情にあわせて記載しております。まずは、前段部分、見直しの背景などの基本的な考え方や岡山県の都市づくりの方針について、ご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。「見直しの背景と改定方針」でございます。

「前回の改定方針」は「地域の拠点に都市機能と公共サービスが集積した効率的な都市運営を実現する都市構造への転換」であり、課題としては「人口減少・少子高齢化の進行」や「中心市街地の衰退」、「郊外への市街地の拡大」などを背景に改定しております。それ以降も、平成24年2月に公表された国勢調査結果では、県内全ての市町村において、超高齢社会が到来したことが明確になったことや、平成24年10月の井笠バスの経営破綻、平成26年8月の広島豪雨土砂災害の発生など、都市を取り巻く環境が大きく変化しております。また、国もコンパクトシティ・プラス・ネットワークを目指し、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むための「立地適正化計画制度」を創設するなど、効率的な都市構造の実現に向けた動きを進めております。それらを踏まえ、各都市の実情を再検証したところ、「公共交通の衰退」や「都市機能の維持」、「防災・減災意識の高まり」などに加え、依然として「低密度に市街地が拡散」していることが確認されたことから、より効率的な都市構造の実現を目指し、「今回の改定方針」を「公共交通を軸に拠点が連携する都市構造（多極ネットワーク型コンパクトシティ）による持続可能な都市づくりの推進」として、重要課題に対応する重点項目を盛り込んだ改定案を作成いたしました。

資料右側をご覧ください。「都市づくりの方針の改定点」について、現行と改定案を比較する形でご説明いたします。まず、現行の都市計画区域マスタープランでは、「1. 人口減少・少子高齢化に対応する都市づくり」「2. 安全・安心で暮らしやすい都市づくり」など、6項目を県全体の方針とし、それらに基づき区域毎の方針を定めております。右側に記載しております改定案においても、効率的な都市構造を目指す方向性は変わっていないことから、6項目の方針は継続した上で、先ほどの重点項目を盛り込む形で区域毎の方針を改定しております。赤字の部分が改定箇所でございますが、具体的な記載内容については、各都市計画区域の実情にあわせて区域毎に記載していることから、後ほど代表的な区域について、ご説明いたします。

資料3ページをご覧ください。「都市計画区域マスタープランと市町村マスタープラン及び立地適正化計画との関係」でございますが、県が策定する都市計画区域マスタープランでは、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を定め、市町村が策定する市町村マスタープラン及び立地適正化計画では、市町村内においておおむね完結する地域に密着した都市計画に関する事項を定めております。下の表には、根拠法令や概要を、その下の模式図では上位計画との関係について記載しております。

表の概要欄をご覧ください。都市計画区域マスタープランは、県が一市町村を超える広域的見地から、都市計画の基本的な方針を定めるのに対し、市町村マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即し、より地域に密着した都市計画に関する事項を主とする市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとされております。また、立地適正化計画は、都市全体を見渡しながら今後の都市像を描き、公共施設のみではなく住宅及び医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図るものであり、この計画が公表されたときは、市町村マスタープランの一部と見なされます。

資料右側「岡山県の都市づくりの方針と上位計画との整合」をご覧ください。一番上の枠の中に上位計画である「晴れの国おかやま生き生きプラン」で示さ

れている「時代の潮流と課題」を記載しております。

次に中段の枠の中に「2025年頃の目指すべき岡山の姿」を記載しております。「岡山県の都市づくりの方針」は、これらを踏まえて定めており、これにより、「生き生きおかやま」の実現を目指すものとなっております。続いて、県内の都市計画区域マスタープランのうち、代表的な地域について、今回見直した項目を中心にご説明いたします。

資料4ページをご覧ください。本説明資料は都市計画区域マスタープランの本文の流れに沿って、重要な部分のみ抜粋して作成しております。本文をご覧になりたい場合は、本文のページ番号を参考に記載しておりますので、お手元にお配りした綴りをご覧ください。

それでは「岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてご説明いたします。本都市計画区域は県内唯一の線引き都市計画区域でございます。左上の「1. 都市計画区域の概要」でございますが、本都市計画区域は、昭和45年10月16日に決定告示されて以降、旧足守町などが編入され、6市1町の計7市町から構成されております。また、範囲は、岡山市などの行政区域の一部と早島町の全域でございます。

次に「2. 都市計画の目標」「(1)の都市づくりの現状と課題」でございますが、10項目を記載しております。この中で現行の都市計画区域マスタープランの策定後に再認識された「公共交通の衰退」や「都市機能の維持」という重要課題を踏まえ、②、「公共交通の維持・充実の必要性」及び③、「公共施設等の戦略的な維持管理・更新の必要性」の2項目を新たに追加しております。その他については、関係する社会情勢等が現行の都市計画区域マスタープランの策定時から大きく変わっていないことから、現行と同じ項目としております。それぞれの項目の詳細については本文をご確認いただければと思います。

次に「(2)の都市づくりの基本理念」でございますが、「中四国の中枢拠点としてふさわしい力強い都市づくり」としております。本都市計画区域は岡山市・倉敷市の県内2大都市を中心に構成されている広域都市計画区域であり、岡山県の地域経済を支えていることや、中四国のクロスポイントに位置し、拠点として発展を続けていることから、このように定めており、現行から引き続き同じ内容としております。

次に「(3)の都市づくりの方針」では、7項目を記載しております。先程ご説明いたしました「(1)都市づくりの現状と課題」や「(2)都市づくりの基本理念」を踏まえて定めており、現行の内容を概ね引き継いでおります。それでは、7項目の内、特に重要な方針である、①、「集約型都市構造の実現を目指した都市づくり」についてご説明いたします。

現行の都市計画区域マスタープランでは『集約型都市構造への「転換」を目指した都市づくり』としておりますが、「持続可能な都市運営」や「拠点における人口密度の維持」の必要性が高まっていることから「転換」を「実現」に見直し、より踏み込んで具体的の方針を示しております。

点線の枠の中に方針の本文を記載しております。特に重要な部分はアンダーラインを引いた部分で「多極ネットワーク型コンパクトシティの形成による持続可能な都市づくりを推進する。」こと。「市街化区域内の低・未利用地を十分活用する。」とともに「原則として市街地の更なる拡大を抑制する。」こと。「立地適正化計画等に基づき」「集約型都市構造の実現に資するよう市街化区域

の再編を図る。」ことをございます。改定案では「原則として市街地の更なる拡大を抑制する」一方で、真に必要となる区域は市街化区域へ編入することなどにより「集約型都市構造の実現に資するよう市街化区域の再編を図る」としております。なお、市街化区域の再編には、市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域区分の変更が必要であり、編入要件などを定めた技術的な基準を別途設けております。

資料右上「参考、市街化区域の再編について」の「技術的な基準」をご覧ください。市街化区域の再編が無秩序な市街地の拡大に繋がることがないように、区域区分を変更する際の技術的な基準を県が定め運用することとしております。市街化区域に編入する区域の要件として、計画的な市街地整備の実施見通しが確実であることや、農地転用を前提とした関係機関との調整が図られることが確実であることなどを定めております。また、編入しようとする区域に、主に人が住む居住系の区域が含まれる場合は、都市全体を見渡した客観的な評価を踏まえ、集約型都市構造による持続可能な都市の将来像やその実現に資する拠点形成の必要性及び手法を明示した立地適正化計画等を作成することを要件として定めております。

次に「(4) 地域毎の市街地像」では、本都市計画区域を構成する岡山など7つの地域毎に、各市町の都市づくりの方向性を示しております。詳しくはお手元の本文をご覧ください。詳しくはお手元の本文をご覧ください。

これらを踏まえ、将来のあるべき都市構造を「(5) 将来都市構造」の「将来都市構造図」として示しております。この図は、「拠点と軸」の要素から、将来のあるべき都市構造を模式的に示したものでございます。「拠点」とは都市機能が集積するものであり、「軸」とは「拠点」を広域的に結びつけるものでございます。図の右下の凡例をご覧ください。拠点は高次都市拠点、地域都市拠点などの4種類を設定し、軸は国土連携軸などの3種類を設定しております。各拠点を軸で結ぶことで、公共交通を軸に複数の拠点が連携する都市構造である多極ネットワーク型コンパクトシティを目指すこととしております。

資料5ページをご覧ください。「3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」について、ご説明いたします。

「(1) 区域区分の有無」をご覧ください。都市計画法第7条により、政令指定都市を含む都市計画区域は区域区分を定めるものとされており、岡山市を含む本都市計画区域については、引き続き区域区分を定めるものとしております。

次に、「(2) 区域区分の方針」の①「目標年次に市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき概ねの人口及び産業の規模」では、都市計画区域内の人口や将来の見通しなどを図表に示しております。なお、目標年次は、都市計画区域マスタープランの改定から概ね10年後の平成37年を想定しております。

次に②「市街化区域の概ねの規模」では、平成37年の市街化区域の概ねの規模を2万7100haと想定しております。下の参考をご覧ください。「市街化区域の概ねの規模とは」概ね10年後の市街化区域に配置すべき人口・産業を適切に収容し得る市街化区域の面積の規模でございます。なお、市街化区域の概ねの規模は、県が国と協議した上で設定しているものであり、市街化区域面積の上限や拡大目標を定めたものではございません。算定式は下に示しておりますが、「基準年である平成22年の市街化区域面積」に将来の「居住系の必要面積」

や「産業系の必要面積」などを加えて算出しております。

資料右側の「4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」をご覧ください。「(1) 土地利用の基本方針」は本文を記載し、特に重要な部分はアンダーラインを引いております。先ほどご説明いたしました「都市づくりの方針」を受け、持続可能な都市運営が可能となる集約型都市構造の実現を目指し「市街化区域内の低・未利用地を十分活用する」ことや「市街化調整区域においては、原則として市街地の更なる拡大を抑制する」ことなどを基本方針として新たに定めております。

次に「(2) 主要用途の配置の方針」、「(3) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針」、「(4) 市街地における住宅建設の方針」については、現行の都市計画区域マスタープランの内容を概ね引き継いでおりますので、ここでは詳細な説明は省略させていただきます。

次に「(5) 市街地において特に配慮すべき問題などを有する市街地の土地利用の方針」では「災害防止に関する方針」において「砂防指定地などについては、さらなる市街化の抑制に努める」ことなどを新たに示しております。これは「都市づくりの方針」の1つである「安全・安心で暮らしやすい都市づくり」を踏まえて記載したものでございます。

次に「(6) 市街化調整区域の土地利用の方針」では「秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針」において「既成市街地の人口動態等をふまえつつ、地域の実情に応じ立地基準を強化するなど、開発許可制度の厳格な運用を図る」ことを新たに示しております。これは「都市づくりの方針」の1つである「集約型都市構造の実現を目指した都市づくり」を踏まえて記載したものでございます。

次に「5. 都市施設に関する主要な都市計画の決定の方針」では、(1)の交通施設、(2)の下水道及び河川、(3)のその他の都市施設のそれぞれについて、①基本方針や②主要な施設の配置の方針、③主要な施設の整備目標などを記載しております。「(1) 交通施設の都市計画の決定の方針」の「②主要な施設の配置の方針」において、集約型都市構造の実現を目指すに当たって、「既存の鉄道、バスを利用することが困難な地域においては、地域住民、自治体、交通事業者等の調整により、コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなど、地域に適した公共交通を持続的に確保する。」ことを新たに示しております。その他は、いずれも現行の都市計画区域マスタープランの内容から時点修正を行っておりますが、方針を大きく変更する点はございません。

また「6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」や「7. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針」についても、現行の都市計画区域マスタープランの内容から時点修正を行っておりますが、大きく方針を変更する点はございませんので、説明は省略させていただきます。詳しくはお手元の本文をご覧ください。

岡山県南広域都市計画区域マスタープランのご説明は以上でございます。

資料6 ページをご覧ください。第2号議案から第14号議案である非線引き都市計画区域における「都市計画整備、開発及び保全の方針」についてご説明いたします。

「非線引き都市計画区域の概要」でございしますが、区域区分がない、非線引きの都市計画区域は、県内に全13区域ございます。それぞれの面積、および

都市計画区域内の人口を図に示しております。人口規模が大きい都市計画区域は、津山市、鏡野町、勝央町の1市2町で構成されている②津山広域都市計画区域で、人口は約10万人、次いで③笠岡都市計画区域となっております。一方、⑩湯原都市計画区域の人口は約800人であるなど、小規模な都市計画区域もあり、特徴に応じた都市づくりを進めていく必要がございます。

資料右上の「非線引き都市計画区域の都市づくりの基本理念」でございますが、現行の都市計画区域マスタープランの策定時に、地域の特徴に合わせて定めております。基本理念は、相当の長期間にわたり普遍性を有すべきものであることから、現行の都市計画区域マスタープランの基本理念を引き継いでおります。いくつか紹介しますと、県北の真庭都市計画区域については、旧来別々の都市計画区域として整備が進められていた勝山、久世、落合の3つの都市計画区域を統合して設定された区域であり、引き続き地域ごとの特性を生かしつつ、まとまりのある都市計画区域として、県北中部の中心的な役割を担うことが期待されることから、基本理念を「県北中部の中心としてふさわしい一体感のある都市づくり」としてしております。また、湯原温泉を核とした観光地である湯原都市計画区域については、都市の規模は小さいものの高層の観光施設が立地するなど、都市的な土地利用が形成されており、今後も来訪者に魅力のある良好な都市環境の形成を目指す必要があることから、基本理念を「温泉を核とした魅力あふれる観光・交流の都市づくり」としているなど、各区域の実情に応じて定めております。

次に「非線引き都市計画区域の都市づくりの方針」を下の表にまとめておりますのでご覧ください。各都市計画区域の都市づくりの方針は、先ほどの基本理念や、表の一番左の欄の「岡山県の都市づくりの方針」に基づき定めております。具体的な記載内容については、このあと「津山広域都市計画区域」を例に、ご説明いたします。その他の非線引き都市計画区域については、本文をご確認いただければと思います。

資料7ページをご覧ください。続いて「津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、ご説明いたします。「1. 都市計画区域の概要」でございますが、本都市計画区域は、津山市を中心として、鏡野町、勝央町を加えた1市2町で構成されております。

次に「2. 都市計画の目標」をご覧ください。「(1) の都市づくりの現状と課題」では、9項目を記載しております。この内、重要な3項目について、本文を抜粋し、下の点線の枠の中に記載しております。①「人口減少、少子化・高齢化の進行」では、「少子化・高齢化が進んでおり、税収入の減少や福祉施策等の行政コストの増大が見込まれる」という課題を記載しております。また、④「中心市街地の衰退と日常利便性の低下」では、「居住地域が拡散し空き家が増加するなど、中心市街地における人口減少が顕著になっている」こと、⑧「特色ある地域資源の有効利用の必要性」では、「城下町の風情あるまちなみや、教育施設の集積、中四国初のがん陽子線治療センターなどがあり、これらの資源を生かした特色ある街づくりを進める必要がある」ことなど、本都市計画区域をとりまく現状と課題について記載しております。

次に「(2) の都市づくりの基本理念」でございますが「拠点性と求心力を備えた県北の中核となる魅力的な都市づくり」としてしております。

「(3) の都市づくりの方針」では、7項目を記載しており、先程の3項目に

対応した項目の本文を抜粋し、資料右上の点線の枠の中に記載しております。

①「人口減少・少子高齢社会に対応する持続可能な都市づくり」では、1ポツ目で、人口減少・少子高齢社会に対応するため、集約型都市構造の実現を目指し、公共交通を軸にしたコンパクトで持続可能な都市づくりを推進するという、「今回の改定方針」に則した方針と、2ポツ目では、行政コストの低減や、利便性の高い公共交通ネットワークの構築、拠点や公共交通の利便性が高い地域への計画的な居住の誘導など、重点項目の内容を取り入れた方針としております。②「にぎわいのある中心市街地の形成と拠点性を向上させる都市づくり」では、中心市街地の空洞化を改善し、多様なニーズに応えられる県北の中心拠点にふさわしい活力ある市街地の形成を目指すこと、また、⑥「個性と魅力あふれる都市づくり」では、本区域内外の観光資源のネットワーク化や、教育施設、医療施設など多様な地域資源の有効活用を促進し、にぎわいのある都市づくりを進めることなど「(1)の都市づくりの現状と課題」を踏まえて都市づくりの方針として示しております。

次に「(4)地域毎の市街地像」では、本都市計画区域を構成する津山など3つの地域毎に、市街地像を定めております。詳しくはお手元の本文をご覧ください。ただこれらと思いますが、これらを踏まえ、将来のあるべき都市構造を「将来都市構造図」として示しております。

「(5)将来都市構造」では、高次都市拠点などの各拠点を、国土連携軸などの軸で結ぶことで、公共交通を軸に複数の拠点が連携する都市構造を目指すこととしております。

資料8ページをご覧ください。「3.区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」でございますが、「(1)区域区分の有無」では、本都市計画区域の人口や産業の見通しから、今後も急激な市街化の進行は見込まれないため、区域区分は定めないこととしております。

次に「4.土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」をご覧ください。

「(1)土地利用の基本方針」では、現行の用途地域を基本に、市街地を取り巻く美しい田園景観や豊かな自然環境の保全を図ることを定めております。

その下の「(2)主要用途の配置の方針」では、「商業業務地」「工業地」「住宅地」のそれぞれについて、その配置の方針を「土地利用の基本方針」に即して設定しており「都市づくりの方針」に基づき、「拠点性の向上」や「計画的な居住の誘導」などの内容を取り入れた方針としております。

次の「(3)その他の土地利用の方針」では、個別の土地利用に関する方針を8項目記載しており、この内、重要な項目について、下の点線の枠内に抜粋し記載しております。⑥「災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針」では、砂防指定地、などについては、市街化の抑制を図ることや、その他の災害のおそれのある区域についても、市街化の抑制に努めることなど、「都市づくりの方針」の1つである「安全・安心で暮らしやすい都市づくり」を踏まえて記載しております。

資料右側をご覧ください。「5.都市施設に関する主要な都市計画の決定の方針」その次の6、7の各方針については、いずれも、現行の都市計画区域マスタープランの内容から時点修正を行っておりますが、大きく方針を変更する点はございませんので、説明は省略させていただきます。

津山広域都市計画区域マスタープランのご説明は以上でございます。

資料9 ページをご覧ください。第11号議案である、鴨方都市計画区域マスタープランをご説明いたします。

鴨方都市計画区域マスタープランにおいても、これまでご説明させていただいた非線引き都市計画区域のマスタープランと同様に、人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な都市づくりを推進することを主な方針として改定案を作成しております。都市計画の目標や決定の方針等については、これまでのご説明と重なる部分がございますので、ここでは、本都市計画区域を構成している市町の一つである浅口市における特筆すべき事項についてご説明いたします。

まず「1. 都市計画区域の概要」でございますが、本都市計画区域は、浅口市の一部、旧鴨方町の範囲と里庄町の全域で構成されております。中段の図をご覧ください。青線で囲った範囲が本都市計画区域であり、赤の点線で囲った範囲が浅口市の行政区域でございます。浅口市の東部に位置する旧金光町は岡山県南広域都市計画区域に含まれており、南部に位置する旧寄島町は都市計画区域外でございます。

次に、浅口市における特筆すべき事項についてご説明します。図の下、「なお書き」をご覧ください。文章の書き始めが「なお」で始まることから、書き始めの部分を取って「なお書き」と呼んでおります。特に重要な部分はアンダーラインを引いた部分で「鴨方都市計画区域と旧金光町域が統一的な土地利用規制等により一体的な土地利用の実現が図られる場合には、本都市計画区域に旧金光町域を編入し、新たな都市計画区域として再編することを検討する。」でございます。この「なお書き」に係る旧金光町が岡山県南広域都市計画区域に含まれていることから、岡山県南広域都市計画区域マスタープランにも同様の記載をしております。

資料右、上の図をご覧ください。これは「なお書き」のアンダーライン部分にある「新たな都市計画区域」のイメージであり、現在の鴨方都市計画区域に旧金光町の範囲も含めております。

「改定案の記載について」でございますが、現時点では、「なお書き」に示されている「統一的な土地利用規制等」について、浅口市が主体となり検討している段階であり、「なお書き」を変更するに足る合理性や妥当性の整理がなされていないことや、県としても浅口市と里庄町が目指す一体的なまちづくりを検討することは必要と考えていることから、「なお書き」の内容を修正せず、引き続き記載することとしております。

鴨方都市計画区域マスタープランの浅口市における特筆すべき事項のご説明は以上でございます。

続いて、全都市計画区域に共通する都市計画区域マスタープランの変更手続きについてご説明いたします。「手続きの流れ」をご覧ください。これまでの手続きも含めご説明いたします。

まず、①「都市計画の原案の作成」を行い、次に住民の意見を反映させるため②「都市計画の原案の縦覧」を平成28年7月に行っております。期間中に延べ17名の方が縦覧されており、意見書が岡山県南広域都市計画区域で2通、備前都市計画区域で1通提出されております。次に意見書が提出された、岡山県南広域都市計画区域、備前都市計画区域の2区域について、③「公聴会」を平成28年8月に開催しております。なお、これ以外の都市計画区域について

は、意見書が提出されなかったため、公聴会を開催しておりません。

「公聴会」を行った後に、④「都市計画の案の作成」を行い、作成した案により⑤「関係機関との事前協議」、及び⑥「関係市町への意見聴取」を行っております。⑤「関係機関との事前協議」では、国土交通省などと事前協議を行っておりますが、特に意見はございませんでした。⑥「関係市町への意見聴取」においては、吉備中央町から意見があり、それ以外の市町からの意見はございませんでした。吉備中央町からの意見と意見に対する県の見解は後程ご説明いたします。

⑤「関係市町への意見聴取」、及び⑥「関係機関との事前協議」の後、⑦「都市計画の案の縦覧」を平成28年12月に行っております。案の縦覧においては、延べ8名の方が縦覧されており、岡山県南広域都市計画区域マスタープランの案について意見書が1通提出されております。それ以外の都市計画区域マスタープランの案について、意見書は提出されていません。提出された意見と意見に対する県の見解についても後程ご説明いたします。

今後の予定といたしましては、本審議会でご承認いただきましたら⑨「国土交通大臣の同意協議」の申請を行い、大臣の同意が得られれば、今年度末を目途に⑩「都市計画の変更、告示」を行う予定としております。

都市計画区域マスタープランの変更手続きのご説明は以上でございます。

資料10ページをご覧ください。続いて、吉備中央町からの意見について、その内容と県の見解をご説明いたします。

資料左上の関係法令をご覧ください。都市計画法第18条には「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする」と定められております。

「吉備中央町の意見」は下の枠内に原文のまま載せておりますが、先に、枠の下「吉備高原都市計画区域マスタープラン（案）12ページ抜粋」をご覧ください。改定案の「2. 都市計画の目標」の「(1) 都市づくりの現状と課題」における「都市機能の集積の必要性」を記載しております。吉備中央町からの意見は、アンダーラインを引いた部分の修正を求めるものでございます。

それでは、上に戻って、「吉備中央町の意見」をご覧ください。意見を読み上げます。

『(案)の12ページ「・なお、吉備高原都市の後期計画Bゾーン以降については、今後、整備済区域や社会経済情勢の変化を踏まえながら、分譲中の住宅地、産業施設用地の分譲が概ね完了し、整備済み区域の熟度が高まった時点で、改めて整備内容の検討を行うこととなっている。」を、「・なお、吉備高原都市の後期計画Bゾーン以降についても、町が吉備高原都市を町の拠点と位置づけ、企業誘致や宅地分譲、情報通信基盤や公共交通システムの構築、商業施設の整備などに努めていることを支援し、都市の魅力づくりを町とともに推進する。」に修正願います。』

以上でございます。これに対する県の見解を資料右上に記載しておりますので、ご覧ください。

『町修正要望部分は、「都市計画の目標」のうち「吉備高原都市計画区域における都市づくりの現状と課題」の項目にある記載であり、県が平成14年3月に有識者の方々による検討会の検討結果を踏まえて決定した「吉備高原都市の今後の整備方針について」における後期計画Bゾーン以降の整備の進め方を、

吉備高原都市の現状として記載しているものであります。また、要望の内容については、「吉備高原都市計画区域における都市づくりの方針」において網羅的に記載したうえで、「住民、企業等、多様な主体との協働・連携による都市づくりを進めていく」との方針を示しており、町の要望に沿った方針となっていると考えております。』

以上でございます。このことから、吉備中央町の意見による、案の修正は行わないこととしております。その理由は2点ございます。1点目は、修正を求められた部分は「都市づくりの現状と課題」であり、意見にある「支援」や「推進する」などの方針を記載する部分ではないこと。2点目は、吉備中央町の意見にある内容は「都市づくりの方針」に記載すべきものであり、改定案の「都市づくりの方針」は、意見にある「企業誘致」や「公共交通システムの構築」などのキーワードに対応する内容を網羅しており、十分に吉備中央町の要望に沿ったものとなっていること、でございます。

中段をご覧ください。改定案の「都市づくりの方針」を抜粋して記載しております。アンダーラインを引いた箇所は、吉備中央町の意見の内容に対応した部分でございますので、ご確認いただければと思います。

なお、ご参考までに資料左下に、県が決定した「吉備高原都市の今後の整備方針について」の概要を記載しております。また、資料右下に「吉備高原都市の概要」を記載しております。

吉備中央町からの意見と、意見に対する県の見解についてのご説明は以上でございます。

資料11ページをご覧ください。続いて、岡山県南広域都市計画区域マスタープランの案について住民から提出された意見の内容と、県の見解をご説明いたします。都市計画法第17条には「関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県に意見書を提出することができる。」と定められております。また、都市計画法第18条には「都道府県は、都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、提出された意見書の要旨を都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。」と定められております。

それでは、意見書について、ご説明いたします。意見書を提出した人は、岡山市東区在住の1名でございます。意見を原文のまま読み上げます。

『離島の多くは高齢化と人口減少問題を抱える典型的な条件不利地域である。現状、瀬戸内海の離島についても、その振興、創生のあり方が模索されているところであるが、多くが都市計画区域外であることから移住定住や産業振興等に多様な手法が試みられ成果も散見される。一方、岡山市の犬島は都市計画区域となっており、ほぼ例外的な位置付けにある。既に犬島の実質在住人口は25人程度まで減少しており、アートによる日帰りの交流人口は今後も一定程度見込まれるものの、若い世代の移住定住や滞在型の交流が進まない大きな要因は土地の利用が制限されるところに因る。交流観光客をもてなすサービス事業（宿泊・飲食等）の整備促進は、交流人口の増加のみならず、島の就業・雇用の場となり移住環境の整備ともなる。また既存住宅等の貸借等も同じく移住環境や事業環境の整備につながる。よって、犬島を都市計画区域から外す変更がなされることが望ましい。』

以上でございます。県の見解をご説明する前に、意見にある「犬島」につい

て、ご説明いたします。

資料右側の「位置図」をご覧ください。犬島を含む犬島地域は、岡山県南広域都市計画区域の南東の位置、右下の黒線で四角に囲った範囲でございます。四角で囲った範囲を吹き出しで拡大しております。犬島地域には犬島以外の島もございますが、現在、有人島は犬島のみでございます。なお、位置図のピンクで着色した部分は市街化区域、白地の部分は市街化調整区域となっており、犬島地域は全域が市街化調整区域でございます。

次に犬島地域が岡山県南広域都市計画区域に含まれた「経緯」でございますが、昭和31年に犬島を含む西大寺市全域が西大寺都市計画区域に編入され、その後、昭和44年に西大寺都市計画区域が岡山都市計画区域に編入されております。その後、昭和45年に岡山都市計画区域は全て岡山県南広域都市計画区域に編入され、現在に至っております。

次に「犬島地域の概要」をご覧ください。犬島地域は、昭和42年に離島振興法に基づく離島として指定されており、犬島の面積は54ha、平成22年の国勢調査の人口は54人で、高齢化も急速に進んでおります。また、銅製錬所の遺構を保存・再生した美術館が開館しておりますが、現在は島固有の主産業はない状況でございます。犬島地域についてのご説明は、以上でございます。

それでは、次に「意見に対する県の見解」をご説明いたします。資料左側の下をご覧ください。「意見に対する県の見解」を読み上げます。

『都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として指定すべきとされております。』

個別具体的な地区を都市計画区域から外すことについては、地域の実情や都市の将来像を踏まえ、実質的に一体の都市として整備、開発及び保全を行うことがふさわしいと認められるかどうかによって判断すべきであり、まちづくりの主体である市町において、他の区域との社会的・経済的な一体性を客観的に分析した上で整理を行い、県と調整を図った上で検討されるべきものと考えております。

都市計画区域は都市計画法の適用の有無にかかわる重大な事項であることから、慎重な判断のもと、適切に指定してまいりたいと考えております。』

以上でございます。このことから、住民の意見による案の修正は行わないこととしております。なお、今回の意見は岡山市に情報提供しております。

岡山県南広域都市計画区域マスタープランの案に対する住民からの意見、及び意見に対する県の見解については、以上でございます。

非常に長い説明になりましたが、第1号議案から第14号議案までの各都市計画区域における「都市計画整備、開発及び保全の方針の変更について」のご説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

何かご意見はないでしょうか。

ご意見、ご質問もないようです。

第1号議案から第14号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会 長 ご異議がないようですので、第1号議案から第14号議案につきましては、原案どおり承認することと決定いたします。

ここで、審議開始より1時間程度経過いたしましたので、10分程度の休憩を挟みたいと思います。

後半の審議の開始時間は、14時50分からとさせていただきます。

(休 憩)

会 長 それでは、第15号議案の審議に入ります。第15号議案について、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 それでは、第15号議案の、「岡山県南広域都市計画流通業務地区の変更について」をご説明させていただきます。

お手元の資料12ページをご覧ください。

はじめに、「都市計画法による土地利用の制度」についてご説明いたします。都市計画法の土地利用制度の一つである地域地区とは、都市計画法第8条に規定されておりまして、建築物の用途、規模、形態等が地域にふさわしいものとなるよう定めるものでございます。一般的な規制であります「用途地域」のほか、用途地域を補完して定める「特別用途地区」、用途地域が定められていない区域の用途の概要を定める「特定用途制限地域」などがございます。本議案の区域につきましては、一番上の「用途地域」のうち、「準工業地域」が既に指定されておりますが、一番下の枠にあります「流通業務地区」という土地利用規制を、併せて定めようとするものでございます。

その下「流通業務地区とは」をご覧ください。都市計画法第8条におきまして、「都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる」となっておりまして、その第13号に、「流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項の規定による流通業務地区」と記載されており、地域地区の一つとして、流通業務地区を定めることができることとなっております。また、都市計画法第10条におきまして、「地域地区内における建築物その他の工作物に関する制限については、この法律に特に定めるもののほか、別に法律で定める」となっており、流通業務地区につきましては、別の法律であります、「流通業務市街地の整備に関する法律」により、建築物等の制限などが定められております。そのほか、都市計画法第15条におきまして、

流通業務地区は県及び政令市である岡山市が決定する都市計画となっております。

下の枠内でございますが、流通業務市街地の整備に関する法律第4条におきまして、「流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、都市計画に流通業務地区を定めることができる」、と定められております。また、第5条では、「次の各号のいずれかに該当する施設以外の施設を建設してはならない」、とされております。具体的には、建設が可能なものとして、1のトラックターミナルや、3の倉庫などの流通業務関連施設に限られておきまして、準工業地域であっても、これらの用途以外は建設することができないものでございます。

次に右側の「概要」についてご説明いたします。まず左上の位置図ですが、赤い四角の部分が今回変更する岡山県総合流通業務地区の位置を示しております。岡山県南広域都市計画区域のほぼ中心に位置しております。

その右側をご覧ください。流通業務地区として、「都市計画に定める事項」がありますが、名称、位置及び面積がでございます。現況の決定事項として、名称は、「岡山県総合流通業務地区」、位置は、「岡山市北区大内田（おおうちだ）の一部及び都窪郡早島町矢尾（やお）の一部」、面積は、約159.2haで、岡山市分が約88.0ha、早島町分が約71.2haとなっております。「②今回変更する内容」ですが、現況の岡山県総合流通業務地区の範囲を拡大する、ものでございます。

下の概要図をご覧ください。濃い青色の線で囲っております部分が現況の岡山県総合流通業務地区の範囲であり、早島インターチェンジの北東部に位置し、国道2号に近接しており、岡山市と早島町にまたがる形で定められております。赤色の線で囲っております部分が、今回の変更で拡大する範囲でございます。現況の流通業務地区と都市計画道路早島大砂線の間位置しております。

資料13ページをご覧ください。「変更理由及び変更内容」についてご説明いたします。まず「変更理由」ですが、アンダーライン部をご覧ください。県により、当該流通業務地区に隣接する区域の造成を行い、平成28年2月には拡大地区で予定する全ての造成工事が完了しております。今後、流通産業の集積を図り、流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るためには、拡大地区における流通業務施設としての持続的な土地利用を担保することから、岡山県総合流通業務地区の変更を行うもの、でございます。

次に、「変更内容」についてご説明いたします。まず、計画図をご覧ください。赤い線で囲ってある部分が今回の変更により、流通業務地区を拡大する区域がありますが、一部緑地を残す形としております。面積については、現況の約159.2haに対しまして、岡山市分に変更はなく、早島町分におきまして、今回約14.2haを拡大することにより、全体で約173.4haとなるものでございます。

次に、その下の「都市計画上の観点」をご覧ください。本案件の変更が適切であるかどうかにつきましては、「①上位計画との整合」と、「②広域的な見地からの判断」がでございます。

まず①上位計画との整合ですが、都市計画法第6条の2の第3項におきまして、「都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない」と規定されております。この、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、岡山県南広域都市計画区域マスタープランのこと

でございますので、これに整合していることが必要となります。また、流通業務市街地の整備に関する法律第4条第2項におきまして、「流通業務地区に関する都市計画は、前条の規定により定められた基本方針に基づいて定めなければならない」と規定されております。

次に、②広域的な見地からの判断ですが、国が定めております「都市計画運用指針」に「Ⅲ 都市計画制度の運用に当たっての基本的考え方」がございまして、その中の「Ⅲ-1 都市計画の意義」におきまして、「都市計画の決定又は変更に当たっては、都道府県が一の市町村の区域を越える広域的な見地から適切な判断を行うことが必要である」とされております。具体的には、その区域の位置や周辺交通への影響についてなどの検討を行い、変更に合わせて適切かどうかの判断をすることとなります。

資料の右上、「①上位計画との整合」をご覧ください。「1. 岡山県南広域都市計画区域マスタープランとの整合について」でございしますが、その中の「4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」の「(2) 主要用途の配置の方針」におきまして、流通業務地区については、「広域交通網の整備による流通の広域化、大量化に対応して、輸送の集約化、合理化等の物流システム化を推進するため、岡山市の大内田（おおうちだ）及び早島町の矢尾（やお）に流通業務地区を配置し、より一層の充実を図る」としてしております。よって、岡山県南広域都市計画区域マスタープランには整合していると考えております。なお、この流通業務地区についての記載内容ですが、先ほどご審議いただきました改定案においても、この内容について変更はございません。

次に、「2. 流通業務市街地の整備に関する法律に定める基本方針との整合について」でございしますが、基本方針には、流通業務地区の数、位置及び規模などの基本的事項を定めることとなっております。基本方針には、「当面整備する流通業務地区の数は1箇所とし、南西部で岡山バイパス、山陽自動車道、中国横断自動車道、瀬戸中央自動車道及び鉄道等の交通施設の利用が容易であり、かつ、将来の土地利用上適正な位置に設けるものとする」とあり、この方針により、岡山市の大内田（おおうちだ）及び早島町の矢尾（やお）に流通業務地区が設けられております。また、「流通業務地区の規模は、おおむね180haとする」となっており、今回の変更後の全体規模が、約173.4haであることから、規模についても適正であると考えられます。よって、流通業務市街地の整備に関する法律に定める基本方針とも整合していると考えております。

次に、「②広域的な見地からの判断」をご覧ください。「1. 位置について」でございしますが、現況の流通業務地区及び拡大地区は、山陽自動車道、瀬戸中央自動車道へのアクセスが容易であるなど、交通の要衝に位置することから、中国・四国地方における物流の中核的拠点としての重要な機能を担っており、位置として適当である、と考えております。なお、拡大地区の南西部に既存住宅団地がございしますが、周囲に緑地を残すなど、景観への配慮を行っております。

次に、「2. 周辺交通への影響について」でございしますが、拡大地区からインターチェンジへのアクセス道路となる国道2号までの距離が近いこと、また、国道2号の現況交通量が24時間あたり約82,000台に対し、拡大地区からの増加量は軽微であることから、周辺交通への影響は少ない、と考えております。以上によりまして、変更案は広域的な見地からも適切である、と考えて

おります。

最後に「岡山県南広域都市計画流通業務地区の変更手続きについて」をご覧下さい。昨年7月に早島町より変更案の申し出を受けたことから、「手続きの流れ」の一番左になります①の「都市計画の原案の作成」を行い、次に住民の意見を反映させるため②の「都市計画の原案の縦覧」を8月から9月にかけて行っております。縦覧者は2名で、意見書の提出はございませんでした。よって、③の公聴会は中止しております。「④都市計画の案の作成」とありますが、原案からの変更はございませんでしたので、原案をそのまま案といたしまして、⑤の「関係機関との協議」、及び⑥の「関係市町への意見聴取」を行っております。⑤の「関係機関との協議」ですが、政令市を含む都市計画区域での都市計画の変更については市長と協議を行うこととなっておりますので、岡山市に対し協議を行い、特に意見はございませんでした。また、⑥の「関係市町への意見聴取」として、岡山市及び早島町に対しまして意見聴取を行い、こちらも特に意見はございませんでした。次に、⑦の「都市計画の案の縦覧」を12月に行い、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。今後の予定といたしましては、本審議会におきまして、本日ご承認をいただきましたら、速やかに都市計画の変更について告示する予定としております。

以上で、第15号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

会 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

委 員 今回拡大する地区周辺にまだ準工業地域として指定されているエリアが残ることになりますが、この残された部分の扱いについてはどのようになるのでしょうか。将来、更に拡大するようなことはあるのかということについて教えてください。

会 長 今回の変更以降、周辺に残る準工業地域についてのご質問ですが、事務局いかがでしょうか。

事 務 局 今回拡大する地区の周辺に残る準工業地域をどうするかというご質問ですが、今後、本流通業務地区について更に拡大する予定はないと聞いております。

委 員 残る準工業地域の使い方としては、将来どういう使い方になるのでしょうか。現況は山林なのかよく判らないですが、今回どのような位置づけで、将来どういった使い方になるのか。今回、流通業務地区として永続的な土地利用を担保する必要があると言うことで、拡大部分についてはそれが担保されると思いますが、周辺部分はこの変更によって影響がないかを確認させていただきたい。

会 長 あらためてのご質問ではありますが、事務局どうですか。

事 務 局 拡大区域外については早島町がどのように考えるかということになると思いますが、今のところ計画があるとは聞いておりません。

会 長 委員、よろしいでしょうか。

委 員 はい、周辺については開発の計画がないということが確認できましたので。

会 長 他に、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

それでは他にご質問が無いということですので、第15号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会 長 ご異議がないようですので、第15号議案につきまして、原案どおり承認することと決定いたします。

会 長 続きまして、第16号議案の審議に入ります。第16号議案について、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 それでは、第16号議案であります、「鴨方都市計画道路 3の5の5 川南干瓜線の変更」についてご説明いたします。

お手元の資料14ページをご覧ください。「都市計画道路川南干瓜線の概要」についてご説明いたします。

「位置図」をご覧ください。赤色で示している道路が今回変更する都市計画道路川南干瓜線になります。本路線は、里庄駅付近の国道2号を起点とし、国において整備が進められております「玉島笠岡道路」の里庄インターチェンジを終点とする、里庄町を南北に縦断する幹線道路であり、里庄インターチェンジと里庄町の中心部を結ぶアクセス道路となっております。

次に、「都市計画決定の経緯」でございますが、本路線は、昭和44年5月に当初決定を行っており、路線名は「八ッ的干瓜線」、区域として延長「約1,620m」でございます。また、平成23年3月に変更決定を行っており、路線名は「川南干瓜線」、区域として延長は「約1,120m」としております。変更理由は「長期未着手の都市計画道路を対象とした見直しにより一部廃止するため」でございます。

次に、「都市計画決定の内容」でございますが、都市計画道路については、種類や種別、名称などを都市計画決定することとなっております。本路線の現在の決定内容としては、表にありますように、種類は「道路」、種別は「幹線街路」、名称は「3の5の5川南干瓜線」、位置は起終点とも「里庄町新庄」、区域として延長は「約1,120m」、車線の本数は「2車線」、構造形式は「地表式」、幅員は「14m」などを決定しております。

資料右上の「変更理由及び変更内容」についてご説明いたします。「変更理由」をご覧ください。事業化を見据えて線形等を詳細に検討した結果、国道2号との交差付近において安全かつ円滑な交通を確保できないことが判明したため、現都市計画決定を考慮した上で比較検討を実施し、道路線形の変更を行う

ものでございます。

次に「変更内容」についてですが、具体的に変更となるのは、「区域」及び「起点の位置」でございます。「区域」の変更として、道路延長が20m延びて約1,140mとなり、「起点の位置」の変更としては、現在の位置から南西へ約90m移動しております。

次に「変更案の概要」についてご説明いたします。「新旧対照計画図」をご覧ください。ここでは、現行と変更案の計画図を合わせて示しております。黄色が変更のない区域、赤色が廃止する区域、青色が追加する区域を示しております。赤色部分と黄色部分を合わせたものが現行のルート、青色部分と黄色部分を合わせたものが変更案のルートでございます。なお、水色部分は他の都市計画道路を示しており、国道2号や玉島笠岡道路も都市計画道路となっております。

次に、「標準断面図」をご覧ください。今回は標準断面に変更はなく、車線の幅員は3mで2車線、自転車歩行者道の幅員は3.5mで両側に設置することとしております。

資料15ページをご覧ください。「変更案の検討概要」についてご説明いたします。まずは、変更理由にある「国道2号との交差点付近において安全かつ円滑な交通を確保できない」内容について、具体的にご説明いたします。「現ルートにおける問題点」をご覧ください。

この図は、事業化を見据え、現行の都市計画決定について詳細に検討した結果について、本路線と国道2号の交差点部周辺を示したものでございます。右下の赤色の破線で示している道路が都市計画道路川南干瓜線で、右上から左下に延びている道路が国道2号になります。また、オレンジ色の点線で示している交差点は、本路線が国道2号に接続することにより新たにできる信号交差点になり、緑色の点線で示している交差点が既設の交差点で、本路線が整備されても残ることになります。

検討の結果、左上に赤色で示しております①「交差点間隔の不足」と、青色枠内に拡大図を示しております②「右折滞留長の不足」という2つの問題が生じることが分かりました。これは、どちらも道路法に基づき、道路構造の技術的基準を定めた道路構造令等を満たしていないものでございます。

それでは、具体的に説明いたします。①の「交差点間隔の不足」についてですが、道路構造令では交差点間隔は「100m以上」を目安とするとされておりますが、現状では41mしか確保できず、信号で滞留した車両が隣接する既存の交差点に影響を及ぼすなど、円滑な交通が確保できない可能性があります。

②の「右折滞留長の不足」についてですが、道路構造令では、右折滞留長は「通常、最低でも30m以上」確保することが望ましいとされておりますが、現状では12mしか確保できておらず、右折車両が滞留する部分の長さが不足していることから、直進車両等の円滑な交通が確保できない可能性があります。なお、問題点を整理したものを「問題点のまとめ」として下に記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

資料右上をご覧ください。「変更案の検討」についてご説明いたします。先ほどご説明した現都市計画決定における問題点を解消するため、現都市計画決定を考慮した上で、国道2号との交差点位置について、3案で比較検討を実施しました。

1つ目の案は赤色で示しておりますが、「現都市計画決定のルートを変えない案」であり、図面左上の町道新庄187-1号線を中央左の町道新庄43号線に集約し、既設の交差点をなくし、新設の交差点のみとすることで問題点を解消するものです。

2つ目の案は緑色で示しておりますが、「新設交差点の位置を鴨方側に移動することで問題点を解消する案」で、具体的には、国道2号と左上の町道新庄187-1号線が交わる既設の信号交差点を利用することで、交差点を一つにし、問題点を解消するものです。

そして3つ目の案は青色で示しておりますが、「新設交差点を笠岡方面に移動することで問題点を解消する案」で、具体的には、交差点間隔を広げることで問題点を解消するもので、今回の変更案に採用したものでございます。

比較検討の結果は「比較検討結果表」としてまとめておりますが、それぞれの比較項目についてご説明いたします。「まちづくりとの整合」についてですが、里庄町の都市計画に関する基本的な方針を示す「里庄町都市計画マスタープラン」には、「駅周辺は、人々が集い交流する拠点」であることや「国道2号沿道においては、サービス業や飲食店の誘導による生活利便性の向上を図る」ことが記載されていることから、これらの観点から検討しております。①案では、図面下側の赤色で塗りつぶしている複数の店舗が移転することになり、付近に移転候補地もないことから、賑わいの衰退及び生活利便性の低下が懸念されるため、△としております。②案及び③案については、店舗移転が発生しないことから○としております。

次に「安全性」についてですが、①案及び③案は道路構造令等を満たしていることから、○としております。②案は、交差点位置が、国道2号の縦断勾配が急激に変化している箇所であり、交差点の設置箇所としては、道路構造令等の数値基準を満たしておらず安全性に問題があることから△としております。

「実現性」及び「経済性」につきましては、②案は、図面下側の緑色で塗りつぶしている複数家屋との移転交渉が必要となり、またその補償費が発生することから実現性、経済性ともに△とし、①案につきましては、②案より多くの移転交渉が必要となり、その補償費も発生することから、×としております。③案は、新しく補償対象となる家屋が青色で塗りつぶしている1件であることなど、3つの案の中では事業費が一番安価となることから、実現性、経済性ともに○としております。

これらの比較検討の結果、最も優れている③案を変更案として採用しております。

次に、「鴨方都市計画道路の変更手続き」についてご説明いたします。「手続きの流れ」をご覧ください。昨年8月に里庄町より変更案の申し出を受けたことから、①「都市計画の原案の作成」を行いました。その後、住民の意見を反映させるため、②の「都市計画の原案の縦覧」を9月から10月に行いました。そこで意見書1通が提出されたことから、③の「公聴会」を10月に開催しております。その後、④の「都市計画の案の作成」を行い、⑤の「関係機関との協議」や⑥「里庄町への意見聴取」を行っております。⑤の「関係機関との協議」では、国土交通省などと協議を行っておりますが、特に意見はございませんでした。また、⑥の「里庄町への意見聴取」につきましても、特に意見はございませんでした。

その後、⑦の「都市計画の案の縦覧」を12月に行い、縦覧者は1名で意見

書は1通提出されております。提出された意見とその意見に対する見解は、後ほどご説明いたします。

今後の予定といたしまして、本審議会でご承認をいただきましたら、速やかに都市計画の変更について告示する予定としております。

資料16ページをご覧ください。「都市計画の案の縦覧」において、鴨方都市計画道路の変更案に対する住民から提出された意見について、その内容と、県の見解をご説明いたします。

「関係法令」についてご説明いたします。関係法令については、第1号議案「岡山県南広域都市計画区域マスタープラン」でご説明したように、都市計画法第17条及び第18条になります。今回の住民からの意見は、この都市計画法第17条に基づき提出されたものであります。

それでは、意見書についてご説明いたします。意見書を提出した方は浅口郡里庄町在住の方、1名でございました。下に、意見書を原文のまま記載しておりますが、事務局において意見の要旨をまとめております。

資料右上の「意見の要旨」をご覧ください。1点目は、「これまでの国土交通省の資料等を検討した結果、川南干瓜線における計画交通量の「8,000台/日」という数値は間違っており、推計に使用したデータを公表すること。」、2点目は、「川南干瓜線における事業が、公共の福祉に寄与するようなものとなるようお願いする。」でございます。

それでは、次に「意見に対する県の見解」をご説明いたします。資料右側中ほどの<意見に対する県の見解>を読み上げます。

意見①に対しましては、『川南干瓜線の計画交通量は、将来交通需要推計手法に基づき、平成17年度交通センサス等により国が独自に推計した推計分布交通量、「データ」を使用して推計しております。なお、推計分布交通量、「データ」の公表について、国に確認したところ、一般に公表していないとの回答を得ております。』

また、意見②に対しましては、『本路線の整備は、国において整備が進められている「玉島笠岡道路」の里庄インターチェンジと里庄町の中心部を結ぶアクセス道路としての機能に加え、周辺地域の道路ネットワークの観点からも必要であり、その整備は公共の福祉に寄与するものであると考えております。』

以上が「意見に対する県の見解」でございます。なお、県としては本意見による案の修正は行わないこととしております。

以上で、第16号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

委 員 変更案を提出された経緯についてお尋ねします。現計画を決定したときは、交差点の必要間隔の100m以上は確保されていたけれども、何らかの事情で確保できなくなったのでしょうか、それとも、その他の事情があって、今回の変更案が出されたのか、その経緯を教えていただければと思います。

会 長 変更案に至った経緯、その中でも交差点間隔の100mということについて

のご質問ですが、事務局いかがでしょうか。

事務局

経緯について説明させていただきます。資料の14ページの「都市計画決定の経緯」ですが、昭和44年の当初決定時には八ツ的干瓜線ということで、JR線路を越えた道路に接続していた延長1620mの道路でありました。その後、長期未着手の都市計画道路の見直しを県として進めておりました、代替路線があるということで本路線も見直して、今の決定となっております。

平成23年の見直しにおいては、長期未着手の都市計画道路について、その必要性を検討した結果であり、事業化時点の周辺道路等の状況が変化している可能性もあることから、事業化にあたって詳細に検討することとしておりました。また、前回の見直し時の都市計画審議会において、「交差する道路の処理方法を含めた交差点計画については、法令の規定や走行の安全性等を勘案したうえで、整備事業の実施主体や公安員会と協議しながら適切に実施することとしている」と説明させてもらっております。

今回事業化が明らかになり、事業化にあたって詳細に検討した結果、交差点の間隔が確保できないことが判明したものでございます。

委員

平成23年3月の段階では100mが確保されるかどうか、はっきりしなかったのでしょうか？

事務局

その段階では詳細な検討は行っておりませんでした。今回事業化に当たって詳細に検討した結果明らかになったものであり、平成23年の変更決定の段階では、図上ではそのような可能性もありましたが、事業実施に当たって適切に検討していくということで、変更決定しているところであります。

会長

よろしいでしょうか。

委員

わかりました。

会長

他に、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

委員

2点ほど質問させていただきます。

現決定により都市計画道路が通ると言うことで、都決の範囲内の家に対していろいろな制限がかかっていると思いますが、今回の変更によって、この制限がどうなるのかということについて、その人たちにどのように周知するのか教えていただきたい。

また、変更後の計画では、国道2号に接続する既存の町道が、新しい交差点に横から入ってくるようになるが、どう処理するのか教えていただきたい。

会長

1点目が現行の都市計画道路の制限の扱いについて、2点目が既存道路との取り合いということですが、事務局どうですか。

事務局

まず1点目ですが、今回変更することで、今までの規制は無くなりますが、その周知については、都市計画道路の変更についての周辺住民を対象とした説

明会を5回実施しており、その説明会において、この制限を解除するということについてのご意見は特段ありませんでした。

また、2点目ですが、事業着手後にあらためて詳細設計を行いまして、道路構造令等に準じて問題のない形状にしていくことにしております。

委員 特にこの町道を廃止することは考えてないのですか。

事務局 地元説明会においても、取り付け道路の整備についての意見はいただいております。事業着手後に、事業主体において適切に道路構造令等に基づいて設計施工がなされるものと考えております。

会長 委員、よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 それでは他に、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

委員 今後の見込みについてですが、玉島笠岡道路や今回の計画道路が着工する見込みが近づいてきたから、具体的な検討をはじめたという、そういう見込みがあるということでしょうか。

会長 事務局いかがでしょうか。

事務局 国において整備が進められている玉島笠岡道路は、すでに整備に着手していると聞いております。また、今回変更させていただきます川南干瓜線につきましては、事業化が迫ってきたので詳細な検討を行ったものであり、今後、事業化されるということでもあります。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 他に、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

それでは他にご質問が無いということですので、第16号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会長 ご異議がないようですので、第16号議案につきまして、原案どおり承認することと決定いたします。

引き続き、第17号議案から第20号議案の審議に入ります。

第17号議案から第20号議案については、全て「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」ということとさせていただきますので、これも一括審議とさせていただきます。

きたいと思います。それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、第17号議案から第20号議案でございます、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」についてご説明させていただきます。これは、産業廃棄物処理施設の設置の許可にあたりまして、「その敷地の位置について、都市計画上支障がないか」ということにつきまして、本審議会で審議していただくものでございます。

お手元の資料17ページをご覧ください。はじめに、「都市計画審議会に付議する理由」についてご説明いたします。

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置を決定しているものでなければ、新築・増築はできないとされているところでございます。ただし、都市計画決定がなされていない場合においては、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められた場合は、新築、増築が可能となると定められております。

今回ご審議いただきます4案件は、いずれも廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設であり、県が都市計画を定めるべき都市施設でございますが、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、倉敷市内に位置する第17号議案から第19号議案の3件については、特定行政庁である倉敷市長から、また、勝央町内に位置する第20号議案の1件については特定行政庁である県知事から、それぞれ、県の都市計画審議会に対し議案として付議するよう依頼があったものでございます。

中段の四角囲いの中には、建築基準法や廃棄物処理法などの関連する法律の条文を抜粋したものを掲載しておりますが、その一番下の青文字「廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは」をご覧くださいと、「廃棄物処理法施行令」の第7条には、施設の種類ごとに処理能力の数値が定められており、これを超える能力を有する施設は、「産業廃棄物処理施設」となります。

次に「産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー図」についてご説明いたします。一番左の「計画者」が、産業廃棄物処理施設の建築許可の申請を行う場合、倉敷市の3案件は、特定行政庁である倉敷市において都市計画との整合などを確認し、建築に係る技術的な審査を行った後、県の都市計画審議会へと付議することになります。また、勝央町の1案件は、勝央町で都市計画との整合などを確認したのち、特定行政庁である県において技術的な審査を行い、県の都市計画審議会へと付議することになります。本日の審議にて、ご承認いただきましたら、特定行政庁が各計画者に建築許可を出すという流れとなっております。

右側の「敷地の位置」と書かれた図面をご覧ください。上側の図に、倉敷市内の3件について、敷地の位置を赤い丸印で示しております。第17号議案である美建ビル有限会社については、位置図右下の倉敷市児島味野城山（あじのしろやま）773番他の用途地域の指定のない地域、第18号議案である株式会社トーヨー商事については、位置図右上の倉敷市黒石字大平（あざおおひら）983番12の用途地域の指定のない地域、第19号議案である株式会社日本リサイクルマネジメントについては、位置図中央下の倉敷市水島川崎通1丁目14番1の工業専用地域にそれぞれ位置しております。

また、勝央町の案件につきましては、下の図面をご覧ください。第20号議案である株式会社オガワエコノスについては、津山広域都市計画区域内である勝田郡勝央町太平台(たいへいだい)89番8の工業専用地域に位置しております。それでは、各議案について、個別にご説明させていただきます。

資料の18ページをお開き下さい。第17号議案、美建ビル有限会社 産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご説明いたします。

「施設の概要」をご覧ください。事業者は、美建ビル有限会社、敷地の面積は約3,584㎡、用途地域の指定がない市街化調整区域であり、対象となる施設は破砕機2基の新設でありまして、破砕機1は、日量80tのがれき類の破砕、破砕機2は日量7.4tの木くずの破砕を行う計画であり、これらの処理量が、廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設に該当する規模となりますので、最初に説明させていただきましたとおり、建築基準法第51条のただし書きに従い、県の都市計画審議会において、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかについて、ご審議いただくものでございます。

次に、ご審議いただく上での「都市計画上の観点」について、説明させていただきます。今回の施設が、都市計画上支障がないかどうかをご検討いただくにあたりまして、「都市計画上の観点」として、2つの観点をあげております。

1点目は「当該施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合」ということで、敷地およびその周辺の用途地域の指定の状況、風致地区や景勝地の有無、さらには学校、病院、公園などの公共施設との位置関係についてでございます。

2点目は「都市環境への影響」ということで、新しく施設が稼働することに伴う搬出入の車両の増加による交通への影響はどうか、また、施設の稼働により周辺環境への影響について調査した「生活環境影響調査」の結果による評価はどうか、という観点でございます。

まず1つめの観点「当該敷地の位置と既存の都市計画との整合」について、ご説明いたします。下の付近見取り図と併せて、ご確認下さい。

「1. 敷地及び周辺の用途地域の指定状況」でございますが、申請のあった敷地の位置及び周辺は、山間部の用途地域の指定がない地域、すなわち、市街化を抑制すべき市街化調整区域であるものの、本施設は周辺の市街化を促進する恐れのない施設であり、また、住居系の用途地域も近接していないことから、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えております。また、2番目ですが当該敷地の周辺には風致地区や景勝地はありません。「3. 学校、病院、公園などとの位置関係」については、いずれも事業予定地から離れており、影響がない位置関係にあると考えられます。よって、既存の都市計画との整合に問題はないと判断しております。

資料の右側をご覧ください。2つ目の観点の「都市環境への影響」でございますが、ここでは「搬出入車両の増加に伴う交通への影響」および「生活環境影響調査による評価」の2点について、検討しております。

まず「1. 搬出入車両の増加に伴う交通への影響」でございますが、当該施設への廃棄物の運搬に関する車両台数は、事業計画によると1日あたり29台であり、運搬の際に通行する県道鷲羽山公園線の交通量2,687台と比較して非常に少ないため、道路交通への影響は軽微であると考えられます。

次に「2. 生活環境影響調査による評価」についてでございますが、周辺環境については、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、調査

項目についての調査・予測結果は、いずれも基準値以下となっておりまして、倉敷市の環境部局の技術的な審査においても、問題ないと判断されております。

よって、都市環境への影響についても問題はないと判断しております。なお、参考までに、今回事業者が実施した、生活環境影響調査の項目と調査・予測結果、及び評価につきまして、報告書からの抜粋したものを記載しておりますので、ご確認下さい。

また、今回お諮りをしております施設の設置につきましては、地元関係者の了解も得られているという状況でございます。

第17号議案の説明は、以上でございます。

資料の19ページをお開き下さい。第18号議案、株式会社トーヨー商事 産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご説明をいたします。

「施設の概要」をご覧下さい。事業者は、株式会社トーヨー商事、敷地の面積は約921㎡、用途地域の指定がない市街化調整区域であり、対象となる施設は、既存の破砕機の入替えであり、これにより木くずの破砕の処理量が日量4.8tから日量26.1tと増加することにより、廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設に該当する規模となりますので、建築基準法第51条のただし書きに従い、ご審議いただくものでございます。

ご審議いただく上での「都市計画上の観点」については、第17号議案において説明させていただきましたとおり、2点でございます。

まず1つめの観点「当該敷地の位置と既存の都市計画との整合」について、ご説明いたします。下の付近見取り図と併せて、ご確認下さい。「1. 敷地及び周辺の用途地域の指定状況」でございますが、申請のあった敷地の位置及び周辺は、山間部の用途地域の指定がない地域、すなわち、市街化を抑制すべき市街化調整区域であるものの、本施設は周辺の市街化を促進する恐れのない施設であり、また、住居系の用途地域も近接していないことから、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えております。また、2番目ですが当該敷地の周辺には風致地区や景勝地はありません。「3. 学校、病院、公園などとの位置関係」については、いずれも事業予定地から離れており、影響がない位置関係にあると考えられます。よって、既存の都市計画との整合に問題はないと判断しております。

資料の右側をご覧下さい。2つ目の観点の「都市環境への影響」でございます。

まず「1. 搬出入車両の増加に伴う交通への影響」でございますが、当該施設への廃棄物の運搬に関する車両台数は、事業計画によると1日あたり6台であり、運搬の際に通行する市道駅前古城池霞橋線の交通量31,370台と比較して非常に少ないため、道路交通への影響は軽微であると考えられます。

次に「2. 生活環境影響調査による評価」についてでございますが、周辺環境については、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、調査項目についての調査・予測結果は、いずれも基準値以下となっており、倉敷市の環境部局の技術的な審査においても、問題ないと判断されております。

よって、都市環境への影響についても問題はないと判断しております。なお、参考までに、今回事業者が実施した、生活環境影響調査の項目と調査・予測結果、及び評価につきまして、報告書からの抜粋したものを記載しておりますので、ご確認下さい。

また、こちらの施設の設置につきましても、近隣住民や地元関係者の了解も得られているという状況でございます。

第18号議案の説明は、以上でございます。

資料の20ページをお開き下さい。第19号議案は、株式会社日本リサイクルマネジメント 産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご説明いたします。

「施設の概要」をご覧ください。事業者は、株式会社日本リサイクルマネジメント、敷地の面積は約7,402㎡、用途地域は工業専用地域であり、対象となる施設は、既存の破砕機の入れ替えと、焼却炉の新設でございます。破砕機については、既存の機器の入れ替えにより木くずの破砕の処理量が日量4.9tから日量110tと増加することにより、廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設に該当する規模となります。また、新設する焼却炉は、日量27tの木くずの焼却が可能な施設であり、同じく産業廃棄物処理施設に該当する規模でございます。よって、建築基準法第51条のただし書きに従い、ご審議いただくものでございます。

ご審議いただく上での「都市計画上の観点」については、同様に2点でございます。

まず1つめの観点「当該敷地の位置と既存の都市計画との整合」について、ご説明いたします。下の付近見取り図と併せて、ご確認ください。「1. 敷地及び周辺の用途地域の指定状況」でございますが、申請のあった敷地の位置は、廃棄物処理施設を設置する位置として望ましいとされる工業専用地域であり、また、住居系の用途地域とも近接していないことから、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えております。また、2番目ですが当該敷地の周辺には風致地区や景勝地はありません。「3. 学校、病院、公園などとの位置関係」については、いずれも事業予定地から離れており、影響がない位置関係にあると考えられます。よって、既存の都市計画との整合に問題はないと判断しております。

資料の右側をご覧ください。2つ目の観点の「都市環境への影響」でございます。

まず「1. 搬出入車両の増加に伴う交通への影響」でございますが、当該施設への廃棄物の運搬に関する車両台数は、事業計画によると1日あたり17台であり、運搬の際に通行する国道430号の交通量14,678台と比較して非常に少ないため、道路交通への影響は軽微であると考えられます。なお、国道までの通行経路となるJFEスチール敷地内の通行については、関係事業者間で合意を得ており、問題となることはないと考えております。

次に「2. 生活環境影響調査による評価」についてでございますが、周辺環境については、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、調査項目についての調査・予測結果及び評価は、下記のとおりであり、一部基準を上回っている項目がございますが、こちらも、倉敷市の環境部局の技術的な審査において、問題ないと判断されております。

よって、都市環境への影響についても問題はないと判断しております。なお、参考までに、今回事業者が実施した、生活環境影響調査の項目と調査・予測結果、及び評価につきましても、報告書からの抜粋したものを記載しておりますので、ご確認ください。

また、こちらの施設の設置につきましては、隣接地の所有者であるJFEス

チールの了解も得られているという状況でございます。

第19号議案の説明は、以上でございます。

資料の21ページをお開き下さい。第20号議案は、株式会社オガワエコノス 産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご説明いたします。

「施設の概要」をご覧下さい。事業者は、株式会社オガワエコノス、敷地の面積は約5,346㎡、用途地域は工業専用地域でございます。新設する破砕機の処理能力は、廃プラスチック類の破砕の処理量が日量79.1t、木くずの破砕の処理量が日量97.9tであり、廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設に該当する規模となりますので、建築基準法第51条のただし書きに従い、ご審議いただくものでございます。

ご審議いただく上での「都市計画上の観点」については、同様に2点でございます。

まず1つめの観点「当該敷地の位置と既存の都市計画との整合」について、ご説明いたします。下の付近見取り図と併せて、ご確認ください。「1. 敷地及び周辺の用途地域の指定状況」でございますが、申請のあった敷地の位置は、廃棄物処理施設を設置する位置として望ましいとされる工業専用地域であり、また、住居系の用途地域とも近接していないことから、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えております。また、2番目ですが当該敷地の周辺には風致地区や景勝地はありません。「3. 学校、病院、公園などとの位置関係」については、いずれも事業予定地から離れており、影響がない位置関係にあると考えられます。よって、既存の都市計画との整合に問題はないと判断しております。

資料の右側をご覧下さい。2つ目の観点の「都市環境への影響」でございます。

まず「1. 搬出入車両の増加に伴う交通への影響」でございますが、当該施設への廃棄物の運搬に関する車両台数は、事業計画によると1日あたり42台であり、運搬の際に通行する県道勝央勝北線の交通量9,440台と比較して非常に少ないため、道路交通への影響は軽微であると考えられます。

次に「2. 生活環境影響調査による評価」についてでございますが、周辺環境については、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施しており、調査項目についての調査・予測結果は、いずれも基準値以下となっており、美作県民局の環境部局における技術的な審査でも、問題はないと判断されております。よって、都市環境への影響についても問題はないと判断しております。なお、参考までに、今回事業者が実施した、生活環境影響調査の項目と調査・予測結果、及び評価につきまして、報告書からの抜粋したものを記載しておりますので、ご確認ください。

また、こちらの施設の設置につきましても、隣接地の所有者や近隣住民の了解も得られているという状況でございます。

第20号議案の説明は、以上でございます。以上で第17号議案から第20号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

委員 産業廃棄物処理施設を新設したり、性能の良い機械に更新しなければならないということの必然性については、どのように考えているのでしょうか。

事務局 産業廃棄物処理施設の新設や更新については、事業者からの申し出を受けて審議するものであり、事業者がその位置で事業をしたいということで、特定行政庁に申請したものでございます。

委員 施設の新設とか入れ替え自体が、必要か否かということについて審議はされているのでしょうか。

事務局 必要性については廃掃法上の問題であり、今回については、倉敷市と美作県民局の環境部局において、適切に判断されているものであります。

会長 よろしいでしょうか。
他に、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

委員 第20号議案ですが、民家が申請位置から72mと非常に近い位置にあります。24時間運転と言うことで、夜間も動かす可能性があり、それ相応の分量のものを破碎するという事になっておりますが、倉敷の案件で行っているような大気汚染に関する調査などの結果が出ていません。粉じんや二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの問題はクリアされているのですか。住民がOKと言ったという以前に、そもそも許可できるものなのか、どのような評価がなされているのかを教えてください。

会長 直近の民家に対する評価について、詳しいことが判りましたら、事務局お願いします。

事務局 調査項目につきましては、環境省の生活環境影響調査指針により「必要な調査項目は申請者が選定する」ということになっております。また、項目を選定しない場合においては、必要がないと判断した理由を記載することになっており、そのうえで環境部局と調整を行い問題ないと判断されております。

委員 破碎なので、浮遊粒子状物質などが当然発生すると思われるが、これを調査しなくて良いと判断された理由はなんだったのか教えてください。

事務局 県の美作県民局の環境部局と協議を行っており、破碎機は室内に配置することや、粉じんの飛散防止のための散水施設を設置する旨を事業者が説明し、その理由が妥当であると判断されていると聞いております。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 他に、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。
それでは他にご質問が無いということですので、第17号議案から第20号

議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会 長

ご異議がないようですので、第17号議案から第20号議案につきまして、原案どおり承認することと決定いたします。

会 長

【閉会】

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

司 会

皆様にはお忙しい中、本審議会にお集まりいただき、また、長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして「第156回岡山県都市計画審議会」を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

以 上